

流山市避難行動要支援者避難支援計画(素案)に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市避難行動要支援者避難支援計画(素案)についての意見の募集

2 目的

この要領は、流山市避難行動要支援者避難支援計画を改定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

流山市避難行動要支援者避難支援計画は、令和3年災害対策基本法の改正により、自力での避難が困難な避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされたことに対応し、従前の計画を改定するもので、地域防災計画をその上位計画として、今後の避難行動要支援者の避難支援の方向性、基本方針を定めるものです。

4 計画の概要

第1章では避難行動要支援者避難支援計画の沿革と改定に向けた基本的な考え方を説明します。第2章では、個別避難計画の作成対象者、作成方法及び地域との共有などを規定します。第3章では、地域支え合い活動対象者名簿の作成と活用法について述べます。第4章では、災害時に備えた関係機関の連携や、情報伝達、避難生活や普及・啓発などについて記述しています。

5 計画案

資料「流山市避難行動要支援者避難支援計画(素案)【概要版】」及び「同【本編】」のとおり

6 計画(案)の公表方法

(1) 閲覧場所

福祉政策課(市役所第2庁舎1階)、情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)、各公民館、各図書館、各高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)、児童発達支援センター、生涯学習センター(流山エルズ)、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部、障害者相談支援事業委託事業所(すみれ、まほろば、ファーレ)、

障害者福祉センター

(2)市ホームページ

7 意見を提出できる者

(1)市内に住所を有する者

(2)市内に事務所又は事業所を有するもの

(3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4)市内に存する学校に在学する者

8 意見の募集期間

令和6年5月29日(水)～令和6年6月28日(金)【必着】

9 意見の提出方法

別紙様式(任意の様式も可)に、住所、氏名、電話番号を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面をお持ちください。

10 その他

(1)提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。

(2)電話、口頭などによる「9 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予め御了承ください。

11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 健康福祉部 福祉政策課

電話 04(7196)6605 FAX 04(7159)5055

電子メール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp